

所得税の確定申告を忘れないで！

昨年と比べて変わった点

所得税の確定申告は、二月十七日から三月十六日までですが、例年、期限間近に相談件数が大変多くなっています。

務署に相談するなどして準備しておきましょう。

間際になりますと税務署も大変混み合いますので、ゆっくり相談ができなかったり、長時間お待たせすることがある等、大変迷惑をおかけすることになります。

税務署ではこの時期、万全の態勢で臨んでいますが、申告と相談は、ゆとりをもって、お早めにお願いします。

※ 大月税務署では、皆さまの便宜をはかるために所得税の出張申告相談を次のとおり行います。

確定申告を済ませると市県民税の申告が同時に済んだこととなりますが、申告期限になつてもあわてないよう、不明な点はあらかじめ税

確定申告用紙について

税務署から送付された申告書用紙をお持ちの方は、それで申告して下さい。

なお、書き損じ等により他の用紙に書き替える場合は、納税者番号、予定納税額等の事項を確實に移記してください。

※ 相談においてなるときは、

収入、経費の分かかるものその他、次のものをお持ちください。

① 給与所得の源泉徴収票
② 生命保険料、損害保険料等の支払証明書
③ 国民健康保険料(税)、国民年金保険料等の支払額の分かるもの

確定申告をしなければならない人

◎ 事業所得、不動産所得のある人の場合

平成三年中の所得の合計額が扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・基礎控除などの、所得控除の合計額を超える人

① 給与の年収が、一五〇〇万円を超える人

- ② 給与所得や退職所得以外の所得の合計額が二十万円を超える人
- ③ 給与を二ヵ所以上から受けている人
- ④ 同族会社の役員などで、その会社から給与のほかに貸付利息、賃借料等などの支払を受けている人
- ⑤ 災害を受け、平成三年の給与について、災害減免法によつて、源泉徴収の猶予や源泉徴収額の還付を受けた人
- ⑥ サラリーマンで、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が戻つてくる人
- ⑦ 災害や盗難、横領により住宅や家財に損害を受け、その損害額が、その年の所得額の一〇%を超えた場合
- ⑧ 病気やケガなどで、多額の医療費を支払い、その額が十萬円、またはその年の所得の五%のいずれか少ないほうの額を超えた場合
- ⑨ 住宅を新築したり、購入して入居した場合や家屋の増改築などをする際、民間金融機関及び公的機関等から住宅ローンの融資を受けるなど、一定の要件に当てはまるとき
- ⑩ 給与所得者で、その給与があまり多くなく、配当、利子、原稿料の収入のある方

贈与税の申告と納税

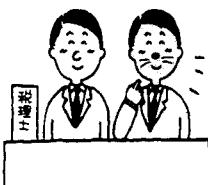
2月1日～3月16日

昨年中に60万円を超える贈与を受けた方は、贈与税の申告と納税をする必要があります。

◎申告は青色で

納税は振替で！

◎にせ税理士にご注意！



確定申告等詳しいことについての問い合わせは大月税務署へ

☎(22)3151

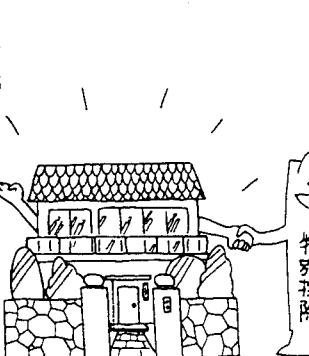
住宅取得等特別控除制度が次の

とおり改正されました。

① 控除対象となる借入金等の年末残高の限度額が三千万円（改正前二千万円）に引き上げられ、税額控除が次により計算した金額とされました。

①

$$\text{借入金等の年末残高} \times 0.5\% = \frac{\text{借入金等の年末残高}}{\text{三千万円超三千万円以下}} \times 0.5\%$$



なお、これらの改正は平成三年四月一日以降に居住の家屋、若しくは既存住宅または増改築等をした家屋を自己の居住の用に供した場合について適用されます。

④ 適用対象から、生計を一にする配偶者、その他の者からの既存住宅の取得が除外されました。

1 所得税の出張申告相談

月 日	時 間	会 場
2月21日(金)	午前10時～午後3時	市役所 大会議室

2 税理士の無料相談

月 日	時 間	会 場
2月21日(金)	午前10時～午後3時	市役所
24日(月)	午後1時～4時	第1委員会室